

適格請求書発行事業者と IT 補助金

消費税の仕入税額計算方式が区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式への変更は令和5年10月1日からですが、変更日から登録事業者となるためには原則として令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

適格請求書制度導入に対応するため会計システムや請求管理システム等の改修が必要になりますが、令和3年度の補正予算で予定されている IT 補助金(2022年)を利用してシステム導入(入替)等も検討してみましよう(詳細は変更の可能性もあります)。

適格請求書発行事業者

【検討事項】

消費税の課税事業者

- ・令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する。
- ・免税事業者からの課税仕入の有無について確認する。
- ・自動引落しなどによる家賃の支払い請求書・領収書の受領等がないものへの対応を検討する。

消費税の免税事業者

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書の検討
(登録すると基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても課税事業者となる点にご留意ください。)
- ・課税事業者選択届出書の検討
(令和5年10月1日を含む事業年度については経過措置により免除)
- ・簡易課税選択届出書の検討

【経過措置】

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

令和5年10月1日以後は免税事業者等から行った課税仕入れについては適格請求書の交付がないため仕入税額控除の対象外が原則ですが以下の経過措置が設けられました。(会計システムの対応が必要)

- ・令和5年10月1日～令和8年9月30日 80%控除可能
- ・令和8年10月1日～令和11年9月30日 50%控除可能

【適格請求書等の記載事項】

以下の項目を記載しなければなりません。(請求管理システムの対応が必要)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

IT補助金(デジタル化基盤導入類型)の概要

中小・小規模事業者にインボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC、タブレット、レジ・券売機等の導入費用に補助金が支給されます。

【補助対象事業者】 中小企業等

【補助対象経費と補助率及び補助額】**▶ITツール**

導入に係る費用としてパッケージ購入費、初期費用(クラウド型の場合等)システム構築費、導入作業費、役務費
利用に係る費用としてサービス利用料、システム保守費用(2年分)

補助額50万円以下(補助率3/4)

補助額50万円超から350万円(補助率2/3)

▶ハードウェアとして機器(本体・付属機器)購入費用、設置費用

PC・タブレット 補助額10万円(補助率1/2)

レジ・券売機等 補助額20万円(補助率1/2)